

## 中小企業サポートセンター運営事業委託業者選定委員会 会議録

1. 開催日時 平成29年12月22日（金） 午後1時00分～午後4時30分
2. 開催場所 門真市中小企業サポートセンター分室
3. 出席者 （委員会）津田委員、高野委員、岡委員、増田委員、  
（事務局）春田産業振興課長、清水産業振興課主任、  
坂川産業振興課係員
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介  
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、  
議事録公開方法の決定、事業内容及び審査方法の説明、  
申請企業によるプレゼンテーション、採点、  
採点結果にもとづく認定企業の選定、今後の事業の流れ、閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）市民生活部 産業振興課  
（電 話）06-6902-5966（直通）
7. 会議録

### 【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より中小企業サポートセンター運営事業委託業者選定委員会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、産業振興課長の春田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、ご審議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。机の上にありますまず、クリップ止めのご資料をご確認下さい。一番上が次第でございます。おめくり頂きます上から、門真市中小企業サポートセンター運営業務 委託業者 募集要項でございます。

続きまして、門真市中小企業サポートセンター運営業務 委託仕様書でございます。

続きまして、右肩に資料番号を振らせて頂いておりますが、資料③の門真

市附属機関に関する条例でございます。

続きまして、資料④の門真市附属機関に関する条例施行規則でございます。

続きまして、資料⑤の選定委員会委員名簿でございます。

続きまして、資料⑥の選定基準でございます。

続きまして、資料⑥－２の審査の基準でございます。

続きまして、資料⑦の選定委員会の会議公開要領でございます。

続きまして、資料⑧の審査表でございます。A 3の資料になっております。

最後に、資料⑨の審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市情報公開条例の抜粋でございます。以上の資料お手元に皆さまございますでしょうか。ないようでしたら、事務局に申し付け下さい。

続きまして本日は、事前にお配りしております応募者の応募書類について確認させていただきます。お持ちいただいておりますでしょうか。

次に、本会議は議事録作成の都合上、録音させていただきますことをご了承ください。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。はじめに、委員皆様のご紹介をさせていただきます。

学識経験者の津田 盛之（つだ もりゆき）様でございます

中小企業診断士の高野 浄（たかの きよし）様でございます。

大阪府ものづくり支援課 課長補佐 岡 正人（おか まさと）様でございます。

門真市市民生活部管理監 増田 憲郎（ますだ のりお）様でございます。

続きまして、事務局を紹介いたします。私は産業振興課の春田でございます。同じく清水でございます。同じく坂川でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

続きまして、次第の２「委員長、副委員長の選出」でございます。お手元の資料④をご覧ください。資料④の門真市附属機関に関する条例施行規則をご覧ください。第４条第１項に「委員長及び副委員長は委員の互選により定める」とされております。いかがいたしましょうか。

**【高野委員】**

事務局に一任したいと思いますがいかがか。

(異議なし)

**【事務局】**

それでは、事務局一任というご意見をいただきましたので、こちらからご指名させていただきます。委員長には、津田委員に、副委員長には増田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、皆様のご承認をいただきましたので、委員長には津田委員、副委員長には増田委員とさせていただきます。それでは、お二人には委員長席、副委員長席に移動願います。

《委員長、副委員長、席移動》

**【津田委員長】**

ただいま皆様のご承認をいただき委員長に就任いたしました、津田でございます。よろしくお願いたします。門真市中小企業サポートセンターは平成24年に開設してから6年を経過しました。本日は平成30年度から32年度まで3年間の委託事業者を選定することになりますが、皆様には、慎重なご審議にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、次第の3にあります、「会議の公開・非公開」について、事務局より説明してください。

**【事務局】**

資料⑨の「審議会等の会議の公開に関する指針及び門真市情報公開条例抜

粹」をご覧ください。指針の第3条により、「会議の公開の基準」が示されています。まず「審議会等の会議は公開するものとする」とありますが、第3条の各号により、「門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し、審議等を行う場合」や、「当該会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合は公開しないことができる」とされています。また、指針の第4条にありますように、会議の公開・非公開は当該会議に諮って決定していただくことになっております。事務局といたしましては、公開することにより、公正かつ円滑な審査及び議事運営が妨げられることも考えられますので、非公開とする案でお諮りしたいと思います。

**【津田委員長】**

ただいま、事務局から本会議を非公開とする提案がございましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

**【津田委員長】**

ご質問が無いようですので、本会議を非公開とすることと決定してよろしいか。

(異議なし)

**【津田委員長】**

それでは、当委員会は非公開とさせていただきます。他に事務局から何かありますか。

**【事務局】**

はい、議事録に関しましても、情報公開条例第6条の個人や法人情報についての非開示に関する部分につきましては、非公開という扱いにさせていた

だきたいと思います。

**【津田委員長】**

それでは、今事務局から説明のあった、議事録は一部非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

**【津田委員長】**

それでは早速審査を進めていきたいと思います。次に、今回の中小企業サポートセンターの運営事業の概要について事務局より説明願います。

**【事務局】**

はい、それでは、資料の「仕様書」をご覧ください。

P 1 をご覧ください。

1 「目的及び業務の内容」ですが、「ものづくり企業が地域経済において果たす役割・重要性に鑑み、中小企業の健全な発展を図ることにより、市内産業の活性化、雇用機会の創出及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。」としております。

次に2「開設日」は平成30年4月2日(月)からです。

次に3「中小企業サポートセンターの概要」ですが、まず(1)施設名称及び場所です。門真市中小企業サポートセンター本館の所在地は、門真市新橋町3番-4-103号の市立図書館横でございます。延べ床面積が47.31㎡で、施設の設備は、事務室・炊事場とわかれており、受託事業者のほうでレイアウトは自由に設定していただこうと思っております。

次に、分室につきましては所在地が門真市新橋町3番3-215号です。延床面積は46.20㎡、当分室は企業向けセミナー等を実施するための施設となります。

P 2 をご覧ください。

(2)「開館日」は月曜日から金曜日までとし、休日を除きます。

(3)「開館時間」につきましては、「午前 10 時から午後 6 時まで」です。あらかじめ必要に応じて市へ申し出があれば時間外も利用可能です。

P 3 をご覧ください。

4「業務内容」については、P3 から P5 までの(1)から(11)までに記載の通りでございます。サポートセンターは、相談支援等のもとより、企業訪問による企業ニーズの把握や情報の収集を行い、利活用の出来るデータベースを作成すること、また、企業に対する情報発信を行うセンターとしての機能を期待します。

まず(1)企業情報の収集及びデータベース化を図り、市の産業振興施策に資する役割などを期待します。

次に、中小企業に対する支援として、(2)や(3)にあります「経営相談」や「ビジネスマッチング」を行って頂きます

その他、(4)情報発信から(11)定期報告まで各業務を予定しております。

資料変わりました募集要項をご覧ください。

P 1 をご覧ください。

2の「応募資格等」につきましては、1.(1)①にありますように近畿圏内の市町村において同種の業務の受託実績があるものとしております。これは、同様の業務を他において実施しているということは、支援についての経験・ノウハウが豊富であるということ、また、国や府・市などの関係機関との連携が図りやすいということ、さらに、すでに多くの企業との繋がりがあるためビジネスマッチング等の支援がしやすいといったメリットを考慮したものです。今回、応募のあった2事業者は、いずれの事業者も近畿圏内市町村での受託実績がございます。事業の概要は以上です。

#### 【津田委員長】

ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして何かご質問はございますか。

(質問なし)

**【津田委員長】**

無いようですので次に移ります。では、選定基準について、事務局より説明願います。

**【事務局】**

選定基準につきましてご説明申し上げます。お手元の資料⑥選定基準をご覧ください。選定基準の第2に審査方法があり、サポートセンター運営事業委託事業者を、応募書類の審査及びプレゼンテーションで選定します。

審査につきましては、第3の3でお示ししております13個の各評価項目について、1項目ごとに5段階で評価していただきます。ただし⑪⑫の「応募者アピール、応募者からの企画提案等」の項目については合わせて一つの評価項目として扱い、⑬委託金額の適格性については適格かどうかの判断のみしていただく形となっております。委員の方々には、事前に配布しております「応募書類」の他、本日のプレゼンテーションを含めた審査をお願いいたします。

すべてのプレゼンテーション終了後、意見交換をしていただいたのち、各々で最終審査を審査票にて採点いただきまして、事務局で回収、集計を取らせて頂きます。

集計方法につきましては、項目ごとに各選定委員の評価の平均点を算出した後、表内のかけ率を乗じます。その項目ごとの点数を合計したものがその事業者の評価点となります。

満点は120点で、最高得点を得た事業者を選定します。選定された事業者が辞退等で、委託を受けることが出来なくなった場合は、評価点が次に高い事業者を選定します。ただし基準点に満たない場合は、選定しないものとします。基準点は満点の6割である72点とします。

得点は小数第2位まで計算することといたします。審査の結果、両者の得

点が同点となった際は、当委員会において別途協議の上、選定することとします。

続きまして各評価項目の評価のポイントにつきまして簡単にご説明いたします。

評価項目の「①番 近畿圏内市町村での受託実績とその事業手法」ですが、業務実績 実績数 年数など、どの程度あるかということの評価してください。

続いての評価項目「②番 勤務体制」ですが、効果的な統括コーディネーターの配置を行い、十分にサポートセンターをマネジメントする役割を果たせるか、また、各コーディネーターの経歴を活かして業務内容に対応できるかを評価してください。

「③番 企業情報の収集及びデータベース化」効率的、効果的な企業情報の収集方法が行え得るか、利活用度の高いデータベースの作成を想定できているかを評価してください。

「④番 相談等に対する対応」では、3問あり、まず経営相談支援全般の対応について審査してください。また、問2、問3における生産性向上支援や補助金申請支援への取組みなど重視するケースについては、対応内容が具体的かつ的確な提案であるかを評価してください。

「⑤番 ビジネスマッチング支援に対する内容」では、原則として、サポートセンター運営を通じて得た企業情報等を活用していかに効果的・効率的に企業間マッチングを促進するのか、また、問2では展示会や商談会を活用した効果的なマッチング手法を行うことが出来るかを評価してください。

「⑥番 講習会、セミナー等の開催内容について」では、どのように企業の



ニーズを捉えたイベントを実施できるのかを評価してください。

「⑦番 創業支援への取り組み」につきましては、第二創業を希望する事業者に的確に支援できるかどうかを中心に評価してください。

「⑧番 情報提供の手法」についてはホームページ活用に工夫があるか、メルマガなど様々な手法を活用できるか、などを評価してください。

「⑨番 セキュリティ対策について」につきましては、情報の流出などを防ぐために、セキュリティ管理体制が十分なものであるかということの評価してください。

「⑩番 業務効果の把握方法」では、業務効果の把握方法が明確・適切であるかということの評価してください。

「⑪番 応募者アピール」では、事業者が委託業務を実施する上で十分な能力があり、また体制がとれており、サポートセンターの運営を任せることができるかということの評価してください。

「⑫番 応募者からの企画・提案」につきましては、サポートセンターの運営方法や人員体制、企業のニーズに対して、自社の得意分野を生かすなどの提案を評価してください。

最後に「⑬番 委託金額の適格性」につきましては、運営体制とともに積算金額が適正であるかを判断してください。

**【津田委員長】**

ありがとうございました。これまでの説明について、何かご質問はございませんか。

**【岡委員】**

評価において「できているか？」という過去形の記載があるがこれは、今までの実績のことか。それとも今後の事業実施にあたり、行い得るかということか。

**【事務局】**

「今後行い得るか」ということです。

**【津田委員長】**

他に質問ありませんか。

(他に質問なし)

**【津田委員長】**

それでは、審査に移ります。まず、応募事業者について、事務局より説明があります。

**【事務局】**

まず応募事業者数は全部で2社です。それぞれの事業者の概要を説明いたします。

まずは「京都市リサーチパーク株式会社」です。

会社の概要は、

代表取締役 松尾 一哉

本社は京都市下京区中堂寺南町 134 番地

資本金は1億円 正社員 61名 昭和 62年 10月に大阪ガスの全額出資により設立創業設立し、現在は八尾市中小企業サポートセンター事業など同種の事業も行っておられます。

次に「近畿産業技術クラスター協同組合」です。

会社の概要は、

代表者は理事長 栗野 順二郎

所在地は、大阪府吹田市朝日町15番24号 大田ビル303号室

資本金：165万円、正社員30名

平成5年 前身となるテラテック設立

平成16年「近畿産業技術クラスター協同組合」の認可を取得・設立

近畿2府5県・四国を中心に支援活動展開中。となっています。

現在は当市サポートセンター事業を行っています。

以上が事業者の概要説明です。

#### 【津田委員長】

事務局より、事業者の概要について説明がありました。事業者の概要についての質問は、各事業者のプレゼンの際にお願いいたします。では、事業者のプレゼンテーションに入らせていただきますが、準備を含む10分間程度の休憩といたします。少し予定が早まっておりますが、13時45分から開始いたします。

《京都リサーチパーク株式会社入室・準備》

#### 【津田委員長】

それでは、準備が整ったようですので、プレゼンテーションを行っていただきますと思います。事務局より進行をお願いします。

#### 【事務局】

ただ今から「京都リサーチパーク株式会社」様のプレゼンテーションを行います。自社アピール、事業者からの企画・提案など、時間は40分です。終了5分前に一度その旨をお伝えします。プレゼン終了後10分程度質疑応答の時間といたします。では、「京都リサーチパーク株式会社」様、よろしくをお願いします。

《京都リサーチパーク株式会社 プレゼンテーション》  
(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

**【事務局】**

以上で、「京都リサーチパーク株式会社」様のプレゼンテーションが終わりました。それでは、応募書類及び、プレゼンテーションに対する質問を行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

《京都リサーチパーク株式会社 質疑応答》  
(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

**【事務局】**

ありがとうございました。

これで「京都リサーチパーク株式会社」様のプレゼンテーションを終わります。次の事業者様の準備ができるまで、20分間の休憩といたします。

委員の皆様は15時にお集まりください。

《京都リサーチパーク株式会社 退出》  
《近畿産業技術クラスター協同組合入室・準備》

**【事務局】**

ただ今から「近畿産業技術クラスター協同組合」様のプレゼンテーションを行います。自社アピール、事業者からの企画・提案など、時間は40分です。終了5分前に一度その旨をお伝えします。プレゼン終了後10分程度質疑応答の時間といたします。では、「近畿産業技術クラスター協同組合」様、よろしくお願ひします。

《近畿産業技術クラスター協同組合 プレゼンテーション》  
(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

**【事務局】**

以上で、「近畿産業技術クラスター協同組合」様のプレゼンテーションが終わりました。それでは、応募書類及び、プレゼンテーションに対する質問を行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

《近畿産業技術クラスター協同組合 質疑応答》

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【事務局】

ありがとうございました。これで「近畿産業技術クラスター協同組合」様のプレゼンテーションを終わります。

《近畿産業技術クラスター協同組合 退出》

【津田委員長】

以上ですべての事業者のプレゼンテーションが終了しました。委員の皆さまから何かご確認されたいことやご意見はございますか？

《各委員で意見交換》

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【事務局】

それでは、各委員さんで、事業者の評価を審査表にご記入してください。20分ほど時間を設けますのでよろしくお願ひします。終わりましたら、事務局のほうで計算いたしますので随時お渡しくください。

《各委員評価》

《事務局による評価点集計》

【津田委員長】

では、審査を続行します。集計結果について事務局、説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、結果を報告します。

お配りいたしました表のとおり

「京都リサーチパーク株式会社」 89.25 点

「近畿産業技術クラスター協同組合」 75.75 点

よって最高得点は「京都リサーチパーク株式会社」となりました。なお次点の「近畿産業技術クラスター協同組合」は 72 点以上でありますので、基準点を満たしております。

**【津田委員長】**

ありがとうございます。結果について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

**【津田委員長】**

異議なしということですのでこれで決定いたします。長時間ありがとうございました。最後に事務局より今後の予定について説明してください。

**【事務局】**

はい、今後の予定につきましてご説明いたします。本日の審議結果を踏まえて、平成 30 年 4 月 2 日の運営開始に向けて、委託契約を行っていく予定でございます。委員の皆様につきましては選定にあたり、ご尽力いただきましてありがとうございました。事務局からは以上です。

**【津田委員長】**

ありがとうございます。他に意見が無ければ閉会したいと思いますがいかがですか。

(意見なし)

【津田委員長】

それでは、門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。